



MONTHLY



「今」が分かる情報をお届けしている広報誌

5月

令和2年4月21日付 住宅新報参照

賃料助成制度が浮上 ～全宅連が国に要望書～

飲食店等のテナント賃料については、国土交通省が3月31日に不動産業界6団体に「**支払いの猶予**に応じるなど、**柔軟な措置**の検討」を要請。また4月9日には同様に、不動産賃貸事業者が利用可能な支援策を周知する通知を送った。さらに4月17日、テナント賃料の減免などで事業収入が一定以上減少した場合、**税や社会保険料などの納付を1年間猶予する**措置についても公表、通知した。

これらを受け、特に3月31日の要請に対し、中小事業者の会員を多く抱える全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連、坂本久会長)が、その趣旨に理解を示しつつ、国による追加支援が必要だと判断。

4月15日、管義偉内閣官房長官と赤羽一嘉国土交通大臣宛てに要望書を提出。改めて17日に要望のため官邸で面会した坂本会長に管官房長官は、「1兆円の特別交付金の裁量は知事にまかされているので可能である」と回答した。

同要望書で全宅連は、「会員企業からは『**オーナーへの一方的な協力要請**だけでなく、**合わせて支援措置を**』との声が強まっている」「中小賃貸事業者は賃料収入が途絶えれば事業が継続できなくなる」と述べ、財務基盤の弱い中小事業者の窮状を訴えた。具体的には、政府の「緊急経済対策」で設けられた「**減免賃料に係る税務上の損金算入措置**」「**中小・個人事業者等への給付金制度**」「**中小事業者に対する納税猶予および固定資産税減免措置**」の速やかな実施を要望した。これに加えて、同経済対策に盛り込まれた地方自治体への臨時交付金1兆円の用途について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等(テナント)に対する**賃料助成制度**を設け、代理納付などで確実に賃料支払いに充てられる措置を求めた。

坂本会長は「先般の減免賃料の損金算入や固定資産税の減免措置等に加え、さらに踏み込んだ措置として、テナントへの賃料助成制度の創設が必要だ。これにより賃料の支払いの流れが確保され、テナントとオーナーがウィンウィンになる」とコメントし、実現への意欲を示した。

新型コロナウイルス感染症対策！！

＜咳エチケット＞

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



しずおかFPサービス column

「生命保険の受け取り方と税金」

相続への備えとして生命保険を活用する方も多いでしょう。

生命保険は契約形態により、保険金の受取時にかかってくる税金が変わってくるので注意する必要があります。

①の契約者も被保険者が同じ、保険金受取人が異なる契約形態の場合は「相続税」の対象です。②の契約者と保険金受取人が同じで、被保険者が異なる契約形態の場合は一時所得として「所得税」の対象となります。③の契約者と被保険者と保険金受取人がすべて異なる契約形態の場合は、「贈与税」の対象となります。

受取人が被保険者より先に亡くなってしまった場合など、きちんと受取人の変更を行い思わぬ税金がかからないようにしておきましょう。

契約形態	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	保険金にかかる税金
①	A	A	B	相続税
②	A	B	A	所得税
③	A	B	C	贈与税

KONOIKE co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

- 本社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 455-0661 (代) FAX: (053) 452-1930
- 本店営業部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 454-3723 (代) FAX: (053) 454-9584
- 静岡支店・特建部 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15 TEL: (054) 269-5102 (代) FAX: (054) 269-5103
- 掛川支店 〒437-0039 袋井市愛野東2丁目9-2 TEL: (0538) 45-0054 FAX: (0538) 43-7788
- リニューアル部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 455-1311 (代) FAX: (053) 455-1312